

道州条例と基礎自治体条例の関係についての論点（案）

論点1 道州条例と基礎自治体条例の関係についての原則

道州と基礎自治体は、地方公共団体として基本的に対等・協力の関係にあることから、道州が条例で基礎自治体の事務等に関して規定しないことを原則とすべきではないか。

しかし、その場合においても、基礎自治体の事務等に関して道州が果たすべき一定の立法の役割があり、最小限度の関与を旨として、道州条例が基礎自治体の事務等に関して規定することがありうるのではないか。

論点2 道州が果たすべき立法の役割

(1) かつての統制条例¹のように、基礎自治体の事務等に関して一般的・包括的に規定する役割を道州条例に与えることは、地方分権の理念からみて望ましくないのではないか。

したがって、基礎自治体との関係において道州が果たす立法の役割は、なんらかのメルクマールに照らして限定されるべきではないか。また、その際、どのようなメルクマールが考えられるか。

(2) 基礎自治体の事務等に関する道州条例の規定の性格と基礎自治体条例の優先的な適用の可否についてはどう考えるべきか。

- ・ 道州の立法の役割は、基礎自治体の裁量を残した上で広域的な調整を図ること等に限定されるとの前提に立ち、道州条例は標準（又は限度）を定めるにとどめ、基礎自治体条例を優先して適用することを基本とすべきか。

- ・ 道州の立法の役割は単なる調整には限定されないという前提に立ち、その役割に応じた規定の趣旨が果たされるよう、個別の規定ごとに、道州内で一律、最低（最高）限度、標準などの性格が適切に使い分けられるべきであり、その性格に応じて基礎自治体条例を優先して適用する場合があるとすべきか。

論点3 制度設計についての考え方

(1) 道州条例が基礎自治体の事務等に関して規定できるのは、国法の個別具体の委任がある場合に限られるとすべきか。

それとも、道州と基礎自治体のあるべき関係を保障するシステムの確立を前提として、国法の個別具体の委任によることなく道州条例で基礎自治体の事務等に関して規定できる²とすべきか。

(2) 道州条例と基礎自治体条例のあるべき関係を保障する措置について、その要否も含めどのように考えるべきか。

- ・ 国法の個別具体の委任に基づいて道州条例が規定されるという前提に立ち、おのずから道州条例と基礎自治体条例の関係が担保されると考えるべきか。
- ・ 国法の個別具体の委任によらず道州条例が規定できるという前提に立ち、道州と基礎自治体が対等・協力の関係にあることを旨として、道州の立法の役割の明確化、道州条例の立法過程への基礎自治体の参画、事後の紛争処理のための仕組みの全部又は一部が講じられることが必要であると考えられるべきか。

1 参照条文

旧地方自治法（一括法改正前）

14条

3 都道府県は、市町村の行政事務に関し、法令に特別の定があるものを除く外、条例で必要な規定を設けることができる。

4 行政事務に関する市町村の条例が前項の規定による都道府県の条例に違反するときは、当該市町村の条例は、これを無効とする。

2 参照条文

地方自治法

2条

16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

245条の2 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。